

「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の受付のお知らせ

臨時福祉給付金

対象者
町民税の非課税者

※課税者の扶養親族や生活保護受給者などは除く

1人につき1万円

年金や児童扶養手当などの受給者は1万5千円

子育て世帯臨時特例給付金

対象者
平成26年1月分の
児童手当の受給者

※児童手当の所得制限限度額以上の人や生活保護受給者などは除く

子ども1人につき1万円

申請受付中です

- ★受付期限 9月24日（水）まで（土・日・祝日を除く。）
 - ★受付時間 午前9時～午後5時
 - ★受付場所 本庁 健康福祉課・総合支所 福祉課
 - ★持ってくる物 申請書・通帳・印鑑・身分証明書（対象者全員分）など
- ※対象者には、申請書などを郵送しています。



特別窓口開設

とき	ところ	時間
7月 7日(月)	竈門公民館（西校区）	午前9:00 ~ 正午
7月 8日(火)	用木公民館（南校区）	
7月 9日(水)	本村公民館（東校区）	
7月10日(木)	旧神尾小学校体育館（神尾校区）	
7月11日(金)	春富集会センター（春富校区）	

※お住まいの校区に関係なく、ご都合のよい日にお越しください。

土日申請受付

7月19日(土)	本庁 健康福祉課・総合支所 福祉課	午前9時 ~ 午後5時
7月20日(日)		

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 福祉係・子ども家庭係 ☎0968・86・5724

「金婚等表彰式の対象者の申し出について」

今年も『敬老の日』の行事として、『金婚等表彰式』を行います。
 本人の申請に基づき対象者の把握を行いますので、当てはまる人は7月18日（金）までに、区長へ連絡をお願いします。
 ※個人情報の取扱いは、金婚等表彰式・広報以外には利用しません。

対象者（入籍日、または夫婦として生活を始めた日）

- プラチナ婚（結婚70年）昭和19年1月1日～昭和19年12月31日
- ダイヤモンド婚（結婚60年）昭和29年1月1日～昭和29年12月31日
- 金婚（結婚50年）昭和39年1月1日～昭和39年12月31日



問い合わせ先 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724
 総合支所 福祉課 地域福祉係 ☎0968・34・3111(内線761)

介護保険施設利用時に負担軽減があります

- 要介護認定を受けている人で、介護保険施設に入所（利用）するとき、費用の一部を軽減できる制度があります。
- 内容：介護保険施設の利用が困難にならないよう申請により食費と居住費が一部軽減されます。なお、所得の段階に応じて1日に負担する上限額を下表のとおり定めています。

◆負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階	食費の負担限度額	居住費などの負担限度額			
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室
第1段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者生活保護の受給者	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	390円	820円	490円	490円 (420円)	320円
第3段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人	650円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	320円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

- 従来は負担限度認定の有効期間を最長12ヶ月としていましたが今年度は最長13ヶ月となります。(適用日～平成27年7月31日)

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎0968・86・5724
 総合支所 福祉課 健康支援係 ☎0968・34・3111(内線763)

「在宅寝たきり等老人介護手当」のおしらせ

町では、寝たきりなど、介護を必要とする人（65歳以上）をご自宅で介護している人へ、精神的・経済的負担を軽減するため介護手当を支給しています。

対象者	●介護保険の要介護4以上と認定され6ヶ月以上経過した要介護者または同程度の要介護者をご自宅で介護されている人。 ※町内に住居を有し、住民基本台帳に記載されている人が対象です。
金額	●月額:25,000円 ※要介護者の入院やショートステイ利用によって減額があります。
手続きの際必要なもの	印鑑、通帳

※その他ご不明な点などありましたら、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎0968・86・5724
 総合支所 福祉課 健康支援係 ☎0968・34・3111(内線763)